

令和 6 年度

# 介護保険指定事業者講習会



# 目次

## 1. 指導監査実績等について

- A 行政処分・返還事例紹介(動画のみ・資料なし)
- B 運営指導フィードバック(動画のみ・資料なし)
- C 知多北部広域連合からの連絡事項

## 2. 各種届出に関する手続きについて

- A 変更の届出
- B 加算・減算に関する届出
- C 宿泊サービス事業の届出
- D 訪問介護の回数が多いケアプランの届出
- E 支給限度額等一定割合超に係るケアプランの届出
- F 電子申請届出システム
- G 協力医療機関の届出
- H 事故等発生時の報告の取扱い

## 3. 運営推進会議について

## 4. 外部評価について

## 5. 事業所の指定等に関する手続きについて

- A 事業所の新規指定
- B 事業所の指定更新
- C 事業所の廃止、休止及び再開

## 6. 「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」

### 作成の留意点

## 7. 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給

## 8. 軽度者に係る福祉用具貸与費の算定について

9. 短期入所サービスを利用する日数が認定期間の  
おおむね半数を超える利用に係る事前協議について
10. 令和6年度ケアプラン点検実施報告
11. 知多北部広域連合の業務体制

# 1. 指導監査実績等について

## C 知多北部広域連合からの連絡事項

### 1 各基準の把握

令和6年度報酬改定により、業務継続計画未実施減算及び高齢者虐待防止措置未実施減算の猶予期間が終わりましたが、未だに自身の事業所に係る減算項目を把握できていない法人が見受けられます。以下のとおり今後の経過措置に係る内容を記載しますが、併せて現況の減算項目について把握をしていただきますよう努めてください。

**令和7年4月1日から義務化  
(小規模多機能型居宅介護)**

#### 身体的拘束等の適正化の推進

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※令和7年4月1日以降、以上の措置を講じていない場合、減算を適用する。

**令和7年4月1日から義務化  
(全サービス)**

#### 「書面掲示」規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めており、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

**令和7年4月1日より減算適用  
(全サービス)**

**業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入**

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年4月1日から、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合には、減算を適用する。居宅介護支援及び介護予防訪問介護相当サービスについては、令和7年4月1日から減算を適用する。

**令和9年4月1日より義務化  
(全サービス)**

**生産性向上委員会の設置**

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

**令和9年4月1日より義務化  
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)**

**協力医療機関との連携体制の構築**

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、以下の見直しを行う。

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

## 2 認知症対応型共同生活介護の人員基準

のことについて、本年度お問い合わせが複数件ございましたので、認知症対応型共同生活介護事業所の方は確認していただけますと幸いです。

国の解釈通知にて、介護従業者に係る日中の人員基準（利用者3人に対し介護従業者1人※常勤換算）については以下のとおり例示されています。

【・利用者8人　・常勤の勤務時間1日8時間　・21時から翌朝6時までが夜間帯】の場合

⇒6時から21時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分のサービスを提供すること。

⇒当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていること。

しかしながら、必ずしも国の解釈通知で記載のある例示どおりでなくとも問題は（厚生労働省確認済）はなく、日中に勤務する1日の職員の勤務時間については、各事業所でサービス提供するにあたり、必要な人員を配置するとともに、人員基準上必要な常勤換算（利用者3人に対し介護従業者1人）による配置に十分留意してください。

## 3 地域密着型サービスに係る指定

令和6年度中にお問い合わせで、新たに地域密着型サービスを始めたい旨のお問い合わせを複数いただきましたが、地域密着型サービスについては、原則、東海市、大府市、知多市及び東浦町（以下、関係市町）で新たに必要な地域密着型サービスを、知多北部広域連合介護保険事業計画（以下、介護計画）策定時に知多北部広域連合へ報告していただき、介護計画内の施設整備計画に設定する必要があります。その後、関係市町にて公募し、選ばれた法人が指定の手続きに進むことができます。なお、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについてはこの限りではございません。

## 4 お問い合わせ及び手続きについて

介護保険施制度について、不明点等ございましたら気軽にお問い合わせいただければと思いますが、お問い合わせの中には抽象的で、その人の感覚や不確かな記憶による内容のものもございます。ご多用のところ恐れ入りますが、お問い合わせの際は、「赤本〇ページに記載されている内容について、△△という解釈で間違いないでしょうか。」のような、お問い合わせに係る情報の発信源から、ご自身の解釈までお伝えいただると、対応が円滑に進みますのでご協力お願いします。

また、軽度者申請に係る車いすの貸与や、重要事項説明書のみの変更届等、知多北部広域連合には不要な手続きについて、相互の事務軽減のためにもお控えください。

## 5 各種記録について

運営指導時に委員会を始め、研修・訓練等各事業所が実施すべき基準を確認させていただきますが、「実施はしているが記録はない」といった回答をされる事業所がございます。基準上、「記録を残す」と記載がない場合であっても、後日に当時の記録を見返し、サービスに活かしていくことが今後の事業所の発展にも繋がりますで、記録を残していただければ幸いです。記録がなく、基準上実施しなければならない項目を把握できない場合、監査に切り替え、一人ひとりから聴取することもございますのでご留意ください。

## 6 事業者用掲示板をご活用ください

知多北部広域連合ホームページ内に介護保険事業者へのお知らせページを創設しました。ご活用ください。

### 【知多北部広域連合から各事業所へ】

知多北部広域連合で定めた取り決めや重要なお知らせ

- ・指定更新手続きが必要な事業所のお知らせ
- ・介護保険事業者講習会のお知らせ
- ・電子申請届出システムの運用開始について

#### 知多北部広域連合から各事業所へ

[EXCEL 地域密着型サービス 更新申請対象事業所一覧](#)

[EXCEL 居宅介護支援事業所、総合事業分 更新対象事業所一覧](#)

令和7年12月26日 令和7年1月受付分（地域密着型サービス）、令和7年1～4月受付分（居宅介護支援事業所、総合事業）更新対象事業所について上記のとおり掲示します。該当事業所については掲示内容をご確認いただき、期限までに更新申請をお願いします。

[WORD 【重要】指定更新の手続きについて](#)

令和6年5月23日 指定更新の手続きについて、別添のような取扱いとさせていただきます。

[PDF 令和6年度介護保険指定事業者講習会を開催します。](#)

令和6年12月12日 令和6年度介護保険指定事業者講習会をオンデマンド形式（動画配信）で開催します。

[運営指導・集団指導 ページへ移動](#) →

### 【介護保険最新情報】

厚生労働省より発出された介護保険最新情報（リンク）を掲載しています。

#### 介護保険最新情報

国より発出された介護保険最新情報が掲載されています

[厚生労働省ホームページ](#) →

### 【周知・案内・その他お知らせ】

研修、セミナー等案内を掲載

#### 周知・案内・その他お知らせ

[PDF 介護事業者のための業務継続計画（B C P）セミナーの開催について](#)

令和7年1月23日 このことについて、国より周知依頼がありました。

[通常助成事業](#) →

[モデル事業](#) →

令和7年1月16日 令和7年度WAM助成（通常助成事業・モデル事業）において、【社会福祉諸制度の狭間にある課題に対応し、地域共生社会の実現に向けて取り組む事業】を実施する団体の活動を募集します！

[PDF 【ご案内】おおいた認知症きぼうフォーラム「語ろう！新しい認知症観～](#)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法を知る～」の開催

令和7年1月16日 このことについて、国から案内がありましたので周知させていただきます。

## 7 介護の生産性向上に関する取り組み

要介護認定者の増加が続くなか、厚生労働省は全国の介護施設や事業所で働く職員が、初めて前年度より減少したと発表しました。(2023年度2万9,000人減)

こうした状況を受け、厚生労働省は、介護職員の待遇改善とともに、生産性向上への取り組み支援の整備を行う考えを示しています。このことから、厚生労働省が生産性向上推進に対し、より重点的な項目と捉えていることがうかがえます。

### 今後の生産性向上への支援（予定）

#### ●令和7年3月に「介護現場における生産性向上推進フォーラム」開催

[対面及びハイブリッド形式・参加費無料]

生産性向上の考え方とポイントの解説、ケアプランデータ連携システム活用事業所の事例発表等、生産性向上へ向けた経営者・介護職員向けのセミナーです。

※詳細は、厚生労働省HP又は知多北部広域連合HPへ掲載しています。

#### ●ケアプランデータ連携システム 利用促進

##### 令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進

参考

###### ○ケアプランデータ連携システム構築事業

- トライアル機能を実装（数ヶ月以上のフリーパス）

※令和7年度のフリーパスは1年間の予定。

※開始時期等の詳細は令和7年3月に国保中央会より公表

###### ○介護テクノロジー定着支援事業

###### ● 介護ソフトの要件

- 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- 「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

###### ● 補助事業所の要件

- 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始
- 5事業所とデータ連携を実施する場合は基準額に5万円加算



- CSV出力・取込の資料・動画作成・公開
- ユーザーへの積極的普及促進
- 販売代理店への利用促進指示
- システム連携APIの実装

等

###### ○ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業

###### ● 事業所への支援

- 積極的にグループ作りをした謝金、タイムスタディ等への協力謝金
- 介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- 必要な介護ソフト、研修、業務改善コンサル等

###### ● 自治体への支援

- デモ環境を構築するための経費

→ ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトも自治体支援可能  
(例:広報やプロモーションのお手伝い、資料の提供等)